

平成18年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

第 164 回国会(常会)提出

平成18年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

目 次

	頁
策 定 方 針	1
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳	5
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	5
(二) 歳 入 の 概 要	6
1 地 方 税	6
2 地 方 譲 与 税	23
3 地方特例交付金	23
4 地 方 交 付 税	24
5 国 庫 支 出 金	25
6 地 方 債	26
7 使用料及び手数料	29
8 雑 収 入	29
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳	30
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	30
(二) 歳 出 の 概 要	33
1 給与関係経費	33
2 一般行政経費	34
3 公 債 費	38
4 維持補修費	39
5 投資的経費	39
6 公営企業繰出金	45
7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	46
(三) 国庫支出金に基づく経費の総額	46

策 定 方 針

平成 18 年度においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、累次の「基本方針」や「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)等に沿って、歳出全般にわたり見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方、当面の重要課題である人間力の向上・発揮(教育・文化、科学技術、IT)、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、公平で安心な高齢化社会・少子化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき平成 18 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

- 1 地方税については、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止、平成 18 年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税・都市計画税の税負担の調整措置の見直し、地方たばこ税の税率の引上げその他の所要の措置を講じることとする。

このうち、税源移譲については、応益性や偏在度の縮小といった観点を重視し、個人住民税の税率を 10% 比例税率(道府県民税 4%、市町村民税 6%)とすることとし、平成 19 年度分から適用することとする。

- 2 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

(1) 恒久的な減税に伴う影響額以外の地方財源不足(以下「通常収支に係る財源不足」という。)の見込額 5 兆 7,044 億円については、次の措置を講じる。

- ① 平成 16 年度に講じた平成 18 年度までの間の制度改正に基づき、財源不足のうち建設地方債(財源対策債)の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第 5 条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により補てん措置を講じる。

また、投資的経費に係る地方単独事業費と一般行政経費に係る地方単独事業費の一体的かい離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分については、基本的には国と地方が折半して負担することとするが、平成 18 年度は平成 17 年度是正分のうち 2,800 億円と平成 18 年度是正分の全額 1 兆円を地方財政法第 5 条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により措置することとし、国負担となるべき分については後年度に調整することとする。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

なお、平成 5 年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等 2,495 億円については法律の定めるところにより、平成 19 年度以降の地方交付税の総額に加算することとする。

- ② これに基づき、平成 18 年度の通常収支に係る財源不足見込額 5 兆 7,044 億円について

オ. ウによる補てん措置として、一般会計から交付税特別会計に繰り入れる額は、平成 19 年度及び平成 20 年度にあつては、エの減税補てん特例交付金を除いた額とする。

(3) 上記の結果、平成 18 年度の地方交付税については、15 兆 9,073 億円(前年度に比し 5.9% 減)を確保する。

3 三位一体の改革の一環として、これまでの国庫補助負担金改革を踏まえ、平成 18 年度において、3 兆 94 億円を所得譲与税として税源移譲することとし、税源移譲予定特例交付金を廃止する。

この平成 18 年度所得譲与税については、税源移譲後の道府県民税所得割、市町村民税所得割の税率を踏まえ、都道府県へ 2 兆 1,794 億円、市町村(特別区を含む。)へ 8,300 億円をそれぞれ譲与する。

4 平成 18 年度より、児童手当の制度拡充が行われることから、これに伴う地方負担の増加に対応するため、当分の間の措置として、地方特例交付金(児童手当特例交付金)を創設することとし、都道府県と市町村にそれぞれ総額の 2 分の 1 の額を交付する。

5 地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が、行政改革と財政の健全化を推進し、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画の規模は 13 兆 9,466 億円(普通会計分 10 兆 8,174 億円、公営企業会計等分 3 兆 1,292 億円)とする。

また、平成 18 年 4 月から開始する地方債協議制度の円滑な実施を図る。

6 社会経済情勢の推移等に即応して使用料・手数料等の適正化を図る。

7 地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

(1) 投資的経費に係る地方単独事業費については、「基本方針 2003」を踏まえた事業規模の計画的抑制と併せ、かい離是正を行ったところである。その結果、平成 18 年度においては、前年度に比し 19.2% 減額することとしているが、かい離是正分を除いた場合は 3.2% 減額であり、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

(2) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方公共団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、人間力の向上・発揮(教育・文化、科学技術、IT)、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、公平で安心な高齢化社会・少子化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等の分野に係る施策に財源の重点的配分を図るとともに、かい離是正を行い、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

(3) 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。

(4) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

8 地方公共団体の公債費負担の軽減を図るため、普通会計における高金利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置及び一定の公営企業金融公庫資金に係る公営企業債についての借換え

措置を講じる。

- 9 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- 10 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減や給与構造改革に取り組むとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は83兆1,508億円であり、前年度に比し、6,179億円減少している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区	分	(単位 億円)			
		平成18年度 (A)	平成17年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (%)
I	地方税	348,983	333,189	15,794	4.7
1	普通税	318,608	302,490	16,118	5.3
2	目的税	30,375	30,699	△ 324	△ 1.1
II	地方譲与税	37,324	18,419	18,905	102.6
1	所得譲与税	30,094	11,159	18,935	169.7
2	地方道路譲与税	3,110	3,072	38	1.2
3	石油ガス譲与税	142	147	△ 5	△ 3.4
4	航空機燃料譲与税	158	161	△ 3	△ 1.9
5	自動車重量譲与税	3,707	3,767	△ 60	△ 1.6
6	特別とん譲与税	113	113	0	0.0
III	地方特例交付金	8,160	15,180	△ 7,020	△ 46.2
IV	地方交付税	159,073	168,979	△ 9,906	△ 5.9
V	国庫支出金	102,015	111,967	△ 9,952	△ 8.9
1	義務教育職員給与費負担金	16,764	21,150	△ 4,386	△ 20.7
2	その他普通補助負担金等	45,174	47,371	△ 2,197	△ 4.6
(ア)	生活保護費負担金	20,439	19,207	1,232	6.4
(イ)	児童保護費等負担金	6,149	7,155	△ 1,006	△ 14.1
(ウ)	障害者自立支援給付費等負担金	3,143	419	2,724	650.1
(エ)	児童扶養手当給付費負担金	1,542	3,249	△ 1,707	△ 52.5
(オ)	その他の補助負担金等	13,901	17,341	△ 3,440	△ 19.8
3	公共事業費補助負担金	30,007	33,294	△ 3,287	△ 9.9
(ア)	普通建設事業費補助負担金	29,706	32,957	△ 3,251	△ 9.9
(イ)	災害復旧事業費補助負担金	301	337	△ 36	△ 10.7
4	失業対策事業費負担金	50	54	△ 4	△ 7.4
5	国有提供施設等所在市町村助成交付金	251	251	0	0.0
6	施設等所在市町村調整交付金	64	64	0	0.0
7	交通安全対策特別交付金	835	792	43	5.4
8	電源立地地域対策等交付金	1,245	1,348	△ 103	△ 7.6
9	特定防衛施設周辺整備調整交付金	135	135	0	0.0
10	特別行動委員会関係特定防衛施設周辺整備調整交付金	33	35	△ 2	△ 5.7
11	石油貯蔵施設立地対策等交付金	64	65	△ 1	△ 1.5

区	分	平成18年度 (A)	平成17年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (%)
12	地方道路整備臨時交付金	7,393	7,408	△ 15	△ 0.2
VI	地方債	108,174	122,619	△ 14,445	△ 11.8
VII	使用料及び手数料	16,450	16,438	12	0.1
VIII	雑収入	51,329	50,896	433	0.9
	歳入合計	831,508	837,687	△ 6,179	△ 0.7

第2表 歳入の構成比

(単位 億円)

区	分	平成18年度		平成17年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1	地方税	348,983	42.0	333,189	39.8
2	地方譲与税	37,324	4.5	18,419	2.2
3	地方特例交付金	8,160	1.0	15,180	1.8
4	地方交付税	159,073	19.1	168,979	20.2
5	国庫支出金	102,015	12.2	111,967	13.4
6	地方債	108,174	13.0	122,619	14.6
7	使用料及び手数料	16,450	2.0	16,438	1.9
8	雑収入	51,329	6.2	50,896	6.1
	歳入合計	831,508	100.0	837,687	100.0

(二) 歳入の概要

1 地方税

地方税の収入見込額は、道府県税 15 兆 4,308 億円、市町村税 19 兆 4,675 億円、合わせて 34 兆 8,983 億円である。

前年度に比し、道府県税は 1 兆 1,571 億円(8.1%)増加、市町村税は 4,223 億円(2.2%)増加、合わせて 1 兆 5,794 億円(4.7%)増加している。地方税の税目別調定見込額及び収入見込額は第3表のとおりであり、税目ごとの課税標準額及び税率は第4表のとおりである。

第3表 地方税調定見込額及び収入見込額

(単位 億円)

税目	平成17年度当初見込額 (A)	平成18年度				平成17年度当初見込額に対する増減収額 (D)-(A)	比較 $\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		現行法による調定見込額	現行法による収入見込額	税制改正による増減収見込額	改正法による収入見込額 (B)+(C) (D)		
A 道府県税							
I 普通税							
1 道府県民税	33,357	36,594	35,936	37	35,973	2,616	107.8
ア 個人均等割	496	569	558	—	558	62	112.5
イ 法人均等割	1,365	1,370	1,367	—	1,367	2	100.1

税 目	平成18年度						比 較	
	平成17年	現行法に	現行法に	税制改正	改正法に	平成17年	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$	
	度当初見	よる調定	よる収入	による増	よる収入	度当初見		
込額	見込額	見込額	減収見込	見込額	込額	込額		
	(A)	(B)	(C)	(D)	(B)+(C)	(D)-(A)	(%)	
ウ 所得割	21,833	24,683	24,245	2	24,247	2,414	111.1	
エ 法人税割	6,666	7,631	7,425	35	7,460	794	111.9	
オ 利子割	1,549	1,029	1,029	—	1,029	△ 520	66.4	
カ 配当割	1,169	643	643	—	643	△ 526	55.0	
キ 株式等譲渡所得割	279	669	669	—	669	390	239.8	
2 事業税	43,462	50,887	50,519	74	50,593	7,131	116.4	
ア 個人	2,152	2,137	2,124	—	2,124	△ 28	98.7	
イ 法人	41,310	48,750	48,395	74	48,469	7,159	117.3	
3 地方消費税	25,061	26,343	26,343	—	26,343	1,282	105.1	
ア 譲渡割	19,497	20,147	20,147	—	20,147	650	103.3	
イ 貨物割	5,564	6,196	6,196	—	6,196	632	111.4	
4 不動産取得税	4,473	4,747	4,670	158	4,828	355	107.9	
5 道府県たばこ税	2,682	2,698	2,698	150	2,848	166	106.2	
6 ゴルフ場利用税	606	582	583	—	583	△ 23	96.2	
7 自動車税	17,713	17,684	17,659	—	17,659	△ 54	99.7	
8 鉦区税	4	4	4	—	4	0	100.0	
9 固定資産税(特例分)	142	90	90	—	90	△ 52	63.4	
道府県普通税計	127,500	139,629	138,502	419	138,921	11,421	109.0	
II 目的税								
1 自動車取得税	4,655	4,734	4,734	8	4,742	87	101.9	
2 軽油引取税	10,556	10,584	10,620	△ 0	10,620	64	100.6	
3 狩猟税	26	25	25	—	25	△ 1	96.2	
道府県目的税計	15,237	15,343	15,379	8	15,387	150	101.0	
III 道府県税計	142,737	154,972	153,881	427	154,308	11,571	108.1	
B 市町村税								
I 普通税								
1 市町村民税	76,818	85,448	84,243	90	84,333	7,515	109.8	
ア 個人均等割	1,478	1,680	1,649	—	1,649	171	111.6	
イ 法人均等割	4,001	3,929	3,929	—	3,929	△ 72	98.2	
ウ 所得割	54,356	60,953	59,833	4	59,837	5,481	110.1	
エ 法人税割	16,983	18,886	18,832	86	18,918	1,935	111.4	
2 固定資産税	88,352	85,552	84,723	268	84,991	△ 3,361	96.2	
ア 土地	33,972	33,662	33,296	269	33,565	△ 407	98.8	
イ 家屋	37,503	34,872	34,498	△ 0	34,498	△ 3,005	92.0	
ウ 償却資産	15,768	15,939	15,850	△ 1	15,849	81	100.5	
エ 交付金	998	977	977	—	977	△ 21	97.9	
オ 納付金	111	102	102	—	102	△ 9	91.9	

税 目	平成17年 度当初見 込額 (A)	平成 18 年 度				比 較	
		現行法に よる調定 見込額 (B)	現行法に よる収入 見込額 (C)	税制改正 による増 減収見込 額 (D)	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C) (D)	平成17年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
3 軽自動車税	1,519	1,596	1,573	—	1,573	54	103.6
4 市町村たばこ税	8,240	8,290	8,290	460	8,750	510	106.2
5 鉱産税	14	15	15	—	15	1	107.1
6 特別土地保有税	47	0	25	—	25	△ 22	53.2
市町村普通税計	174,990	180,901	178,869	818	179,687	4,697	102.7
II 目的税							
1 入湯税	252	276	270	—	270	18	107.1
2 事業所税	2,916	3,008	2,992	2	2,994	78	102.7
3 都市計画税	12,293	11,821	11,695	28	11,723	△ 570	95.4
4 水利地益税等	1	1	1	—	1	0	100.0
市町村目的税計	15,462	15,106	14,958	30	14,988	△ 474	96.9
III 市町村税計	190,452	196,007	193,827	848	194,675	4,223	102.2

(注) 上記の平成 18 年度収入見込額には、平成 11 年度から実施された恒久的な減税等による減収見込額 1 兆 6,938 億円(個人住民税所得割で 7,186 億円、法人住民税法人税割で 3,938 億円、法人事業税で 6,956 億円それぞれ減、地方たばこ税で 1,142 億円の増)を含む。

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

区 分	平成17年 度当初見 込額 (A)	平成 18 年 度			比 較	
		現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C) (D)	平成17年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
道府県税	123,842	134,654	421	135,075	11,233	109.1
市町村税	209,347	213,054	854	213,908	4,561	102.2
合 計	333,189	347,708	1,275	348,983	15,794	104.7

附 表 平成18年度税制改正による事項別増減収見込額

(単位 億円)

改 正 事 項		増 減 収 額
A	道 府 県 税	
1	道 府 県 民 税 (個 人) 所得割の非課税限度額の引下げ	2
	(法 人) 国の税制改正に伴うもの	35
2	事 業 税 (法 人) 国の税制改正に伴うもの	74
3	不 動 産 取 得 税 住宅以外の家屋に係る特例税率の見直し	158
	非課税等特別措置の整理合理化等	0
4	自 動 車 取 得 税 環境性能に優れた大型ディーゼル車に係る税率の特例 措置の創設	△ 1
	低燃費車に係る課税標準の特例措置に係る見直し	9
5	軽 油 引 取 税 課税免除措置の拡充等	△ 0
6	地 方 た ば こ 税 税率の引上げ	150
	道 府 県 税 合 計	427
B	市 町 村 税	
1	市 町 村 民 税 (個 人) 所得割の非課税限度額の引下げ	4
	(法 人) 国の税制改正に伴うもの	86
2	固 定 資 産 税 負担調整措置の見直し	269
	非課税等特別措置の整理合理化等	△ 1
3	地 方 た ば こ 税 税率の引上げ	460
4	事 業 所 税 非課税等特別措置の整理合理化等	2
5	都 市 計 画 税 負担調整措置の見直し	28
	非課税等特別措置の整理合理化等	△ 0
	市 町 村 税 合 計	848
地	方 税 制 総 計	
	地方税制の改正によるもの	1,080
	国の税制の改正によるもの	195
	計	1,275

第4表 地方税の課税標準額及び税率の一覧

税目		課税標準額等	税率				
道府県	普通県民税	個人	個人				
		<p>1 均等割 (平成18年度課税見込人員55,401千人)</p> <p>2 所得割</p> <p>(イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額(総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、寄附金控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額) (平成18年度課税標準見込額1,197,791億円)</p> <p>(ロ) 土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額</p>	<p>1 均等割 標準税率 年額1,000円</p> <p>2 所得割</p> <table border="1"> <tr> <td>(イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の5分の1の額</td> <td>標準税率</td> </tr> <tr> <td>700万円以下の金額</td> <td>100分の2</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>100分の3</td> </tr> </table> <p>(課税山林所得金額については、上記によって求めた税額を5倍する。)</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額 100分の1.6</p> <p>〔ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 2,000万円以下である場合 100分の1.3 2,000万円を超える場合 26万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の1.6に相当する金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。)に係るものである場合 6,000万円以下である場合 100分の1.3 6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の1.6に相当する金額との合計額〕</p> <p>・ 課税短期譲渡所得金額 100分の3</p> <p>〔ただし、 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の1.6〕</p> <p>・ 株式等の譲渡に係る課税譲渡所得等の金額 100分の1.6</p> <p>〔ただし、 上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の場合 100分の1〕</p> <p>・ 先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の1.6</p> <p>(ハ) 地方税法別表第一に定める額</p>	(イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の5分の1の額	標準税率	700万円以下の金額	100分の2
(イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の5分の1の額	標準税率						
700万円以下の金額	100分の2						
700万円を超える金額	100分の3						
		<p>(イ) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額</p>					

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 普 民 税	道 府 県 普 民 税	3 配当割 一定の上場株式等の配当等(特定配当等)の金額 (平成18年度課税標準見込額21,437億円)	3 配当割 一定税率 100分の3
		4 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等に係る所得の金額(特定株式等譲渡所得金額) (平成18年度課税標準見込額22,286億円)	4 株式等譲渡所得割 一定税率 100分の3
道 府 県 通 事 業 税	道 府 県 通 事 業 税	法人等 1 均等割	法人等 1 均等割 標準税率 (イ) 資本金等の額が50億円を超える法人 年額800,000円 (ロ) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額540,000円 (ハ) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 年額130,000円 (ニ) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額50,000円 (ホ) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額20,000円
		2 法人税割 利子等に係る分離課税分(利子割) (平成18年度課税標準見込額20,580億円)	2 法人税割 標準税率 100分の5 制限税率 100分の6 一定税率 100分の5
道 府 県 通 事 業 税	道 府 県 通 事 業 税	法人 1 2に掲げる事業以外の事業 (1) 資本金1億円超の普通法人 付加価値額(各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額(収益配分額)と各事業年度の単年度損益との合計額)、資本金等の額(各事業年度終了の日における資本金等の額又は連結個別資本金等の額)並びに所得及び清算所得	法人 標準税率 1 2に掲げる法人以外の法人 (1) 資本金1億円超の普通法人 付加価値割 100分の0.48 資本割 100分の0.2 所得割 年400万円以下 100分の3.8 年400万円超800万円以下 100分の5.5 年800万円超及び清算所得 100分の7.2 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の7.2
		(2) 資本金1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 所得及び清算所得	(2) 資本金1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の5 年400万円超及び清算所得 100分の6.6 〔ただし、大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の7.9〕 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の6.6 〔ただし、大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の7.9〕 ② その他の法人 所得割 年400万円以下 100分の5

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 税	普 通 税	事 業 個 人 所 得(事業主控除及び事業専従者控除後の所得) (平成18年度課税標準見込額42,803億円) 事業主控除 年 290万円	年400万円超800万円以下 100分の7.3 年800万円超及び清算所得 100分の9.6 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の9.6 2 電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人 収入割 100分の1.3 制限税率 標準税率の1.2倍 個人 標準税率 1 第一種事業を行う個人 100分の5 2 第二種事業を行う個人 100分の4 3 第三種事業(4に掲げるものを除く。)を行う個人 100分の5 4 第三種事業のうち助産師業、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業を行う個人 100分の3 制限税率 標準税率の1.1倍
		地方消費税	1 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額 2 貨物割 課税貨物に係る消費税額
	不動産取得税	取得した土地又は家屋の価格 (イ) 宅地及び宅地比準土地の取得が平成18年1月1日から平成21年3月31日までの間に行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする。 (ロ) 一定の要件を満たす新築住宅については、1戸につき1,200万円を価格から控除する。 (ハ) 一定の要件を満たす既存住宅については、1戸につき、新築の時期により100万円～1,200万円を価格から控除する。 (ニ) (ロ)、(ハ)の住宅に係る土地については、150万円又は床面積の2倍(200㎡限度)の土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じた額を減額する。	標準税率 100分の4 ただし、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われた住宅及び土地の取得については100分の3 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われた住宅以外の家屋の取得については100分の3.5
	道府県税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの合計本数	一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円 ※平成18年7月1日以降 紙巻たばこ等 1,000本につき1,074円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円
	ゴルフ用場税	利用日数	標準税率 制限税率 1人1日につき 800円 1人1日につき1,200円
	自動車税	自動車の台数 (平成18年度課税見込台数50,120千台)	標準税率 1 乗用車 営業用 総排気量 1リットル以下 税額(年額) 7,500円 1リットル超

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率		
道 府 県	自 普 動 通 車 税	1.5リットル以下	8,500円		
		1.5リットル超			
		2リットル以下	9,500円		
		2リットル超			
		2.5リットル以下	13,800円		
		2.5リットル超			
		3リットル以下	15,700円		
		3リットル超			
		3.5リットル以下	17,900円		
		3.5リットル超			
		4リットル以下	20,500円		
		4リットル超			
		4.5リットル以下	23,600円		
		4.5リットル超			
		6リットル以下	27,200円		
		6リットル超	40,700円		
		自家用			
		総排気量		税額(年額)	
		1リットル以下		29,500円	
		1リットル超			
		1.5リットル以下		34,500円	
		1.5リットル超			
		2リットル以下		39,500円	
		2リットル超			
		2.5リットル以下		45,000円	
		2.5リットル超			
		3リットル以下		51,000円	
3リットル超					
3.5リットル以下		58,000円			
3.5リットル超					
4リットル以下		66,500円			
4リットル超					
4.5リットル以下		76,500円			
4.5リットル超					
6リットル以下		88,000円			
6リットル超		111,000円			
2 トラック(三輪の小型自動車を除く。)					
営業用(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)					
最大積載量		税額(年額)			
1トン以下		6,500円			
1トン超2トン以下		9,000円			
2トン超3トン以下		12,000円			
3トン超4トン以下		15,000円			
4トン超5トン以下		18,500円			
5トン超6トン以下		22,000円			
6トン超7トン以下		25,500円			
7トン超8トン以下		29,500円			
8トン超		29,500円			
に8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額					
自家用(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)					
最大積載量		税額(年額)			
1トン以下		8,000円			
1トン超2トン以下		11,500円			
2トン超3トン以下		16,000円			
3トン超4トン以下		20,500円			
4トン超5トン以下		25,500円			
5トン超6トン以下		30,000円			
6トン超7トン以下		35,000円			
7トン超8トン以下		40,500円			
8トン超		40,500円			
に8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額					

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率		
道 府 県 税	自 普 通 車 税	動 車 税	けん引自動車			
			営業用			
			小型自動車	年額 7,500円		
			普通自動車	年額15,100円		
			自家用			
			小型自動車	年額10,200円		
			普通自動車	年額20,600円		
			被けん引自動車			
			営業用			
			小型自動車	年額3,900円		
			普通自動車で8トン以下のもの	年額7,500円		
			普通自動車で8トン超のもの	7,500円に8トンを超える部分1 トンまでごとに3,800円を加算し た額(年額)		
			自家用			
			小型自動車	年額5,300円		
			普通自動車で8トン以下のもの	年額10,200円		
			普通自動車で8トン超のもの	10,200円に8トンを超える部分1 トンまでごとに5,100円を加算し た額(年額)		
			※トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加算した額。			
			営業用		加算額	
			総排気量			
			1リットル以下		3,700円	
			1リットル超			
			1.5リットル以下		4,700円	
			1.5リットル超		6,300円	
自家用		加算額				
総排気量						
1リットル以下		5,200円				
1リットル超						
1.5リットル以下		6,300円				
1.5リットル超		8,000円				
3 バス(三輪の小型自動車を除く。)						
営業用						
一般乗合用						
乗車定員	税額(年額)					
30人以下		12,000円				
30人超40人以下		14,500円				
40人超50人以下		17,500円				
50人超60人以下		20,000円				
60人超70人以下		22,500円				
70人超80人以下		25,500円				
80人超		29,000円				
一般乗合用以外						
乗車定員	税額(年額)					
30人以下		26,500円				
30人超40人以下		32,000円				
40人超50人以下		38,000円				
50人超60人以下		44,000円				
60人超70人以下		50,500円				
70人超80人以下		57,000円				
80人超		64,000円				

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普 車 税	自 動 車	自家用 乗車定員 税額(年額) 30人以下 33,000円 30人超40人以下 41,000円 40人超50人以下 49,000円 50人超60人以下 57,000円 60人超70人以下 65,500円 70人超80人以下 74,000円 80人超 83,000円 4 三輪の小型自動車 営業用 年額4,500円 自家用 年額6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍
			通 鋳 区 税 鋳区の面積、砂鋳区の延長又は面積 一定税率 1 砂鋳を目的としない鋳業権の鋳区 試掘鋳区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鋳区 面積100アールごとに 年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鋳業権の鋳区にあっては、上記の3分の2の税率とする。 2 砂鋳を目的とする鋳業権の鋳区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 その他のもの 面積100アールごとに 年額200円
			固 定 資 産 税 (特 例 分) 大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額 標準税率 100分の1.4
府	目 的 税	自 取 得 車 税 自動車の取得価額 (平成18年度課税見込台数6,423千台) 一定税率 営業用自動車及び軽自動車 100分の3 上記以外の自動車 100分の5	
		軽 引 取 油 税 引取りに係る軽油の数量 (平成18年度課税標準見込量32,971千キロリットル) 一定税率 1キロリットルにつき 32,100円	
		狩 獵 者 の 登 録 税 (平成18年度課税見込件数163千件) 一定税率 1 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 16,500円 2 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税所得割額の納付を要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 11,000円 3 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 ただし、放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録については、上記の4分の1の税率とする。	
県	目 的 税	自 取 得 車 税 自動車の取得価額 (平成18年度課税見込台数6,423千台) 一定税率 営業用自動車及び軽自動車 100分の3 上記以外の自動車 100分の5	
		軽 引 取 油 税 引取りに係る軽油の数量 (平成18年度課税標準見込量32,971千キロリットル) 一定税率 1キロリットルにつき 32,100円	
		狩 獵 者 の 登 録 税 (平成18年度課税見込件数163千件) 一定税率 1 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 16,500円 2 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税所得割額の納付を要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 11,000円 3 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 ただし、放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録については、上記の4分の1の税率とする。	

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	個 人	個 人
		1 均等割 (平成18年度課税見込人員55,401千人)	1 均等割 標準税率 年額 3,000円
町	村	2 所得割	2 所得割
		(イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額(総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、寄附金控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額) (平成18年度課税標準見込額1,197,719億円)	(イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の5分の1の額
村	通	(ロ) 土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額	標準税率
			200万円以下の金額 100分の3 200万円を超える金額 " 8 700万円 " " 10
税	税		(課税山林所得金額については、上記によって求めた税額を5倍する。)
			(ロ) 課税長期譲渡所得金額 100分の3.4
注			ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 2,000万円以下である場合 100分の2.7 2,000万円を超える場合 54万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3.4に相当する金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。)に係るものである場合 6,000万円以下である場合 100分の2.7 6,000万円を超える場合 162万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の3.4に相当する金額との合計額
			・ 課税短期譲渡所得金額 100分の6 ただし、 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の3.4 ・ 株式等の譲渡に係る課税譲渡所得等の金額 100分の3.4 ただし、 上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の場合 100分の2 ・ 先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の3.4
		(ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額	(ハ) 地方税法別表第二に定める額

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	法人等	法人等
		1 均等割	1 均等割
町	通		標準税率
			(イ) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人
村	民		年額 3,000,000円
			(ロ) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であつて、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人
税	税		年額 1,750,000円
			(ハ) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人
			年額 410,000円
			(ニ) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であつて、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人
			年額 400,000円
			(ホ) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であつて、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人
			年額 160,000円
			(ヘ) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であつて、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人
			年額 150,000円
			(ト) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であつて、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人
			年額 130,000円
			(チ) 資本金等の額が1千万円以下であつて、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人
			年額 120,000円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市 普 固 定 通 資 産 税 税	市 町 村 民 税	2 法人税割	(り) 上記に掲げる 法人以外の法人 等 年額 50,000円 制限税率 標準税率の1.2倍 2 法人税割 標準税率 100分の12.3 制限税率 100分の14.7
		1 土 地 賦課期日における価格(住宅用地等特定 のものについては、住宅用地に係る課税標 準の特例を適用したもの。以下同じ。) ただし、宅地等については、 ① 価格に税率を乗じて求める税額が、前 年度分の課税標準額に、当該年度分の課 税標準となるべき価格に100分の5を乗 じて得た額を加算した額(特定のものに ついては、当該額に一定の特例率を乗じ たもの。以下同じ。)を当該年度分の課税 標準となるべき額とした場合における税 額(以下「調整税額」という。)を超える場 合には、当該宅地等に係る税額は調整税 額によるものとする。 ② ①の適用を受ける場合に、調整税額 が、当該年度分の課税標準となるべき価 格に、住宅用地にあつては10分の8、商 業地等にあつては10分の6を乗じて得た 額を当該年度分の課税標準となるべき額 とした場合における税額を超える場合に は、当該税額によるものとする。 ③ ①の適用を受ける場合に、調整税額 が、当該年度分の課税標準となるべき価 格に10分の2を乗じて得た額を当該年度 分の課税標準となるべき額とした場合 における税額に満たない場合には、当該税 額によるものとする。 ④ 住宅用地のうち、前年度課税標準額を 当該年度分の課税標準となるべき価格 で除して得た数値(以下「負担水準」とい う。)が0.8以上のものに係る税額は、当 該年度分の税額が、前年度分の課税標準 額を当該年度分の課税標準となるべき額 とした場合における税額を超える場合に は、当該税額によるものとする。 ⑤ 商業地等のうち、負担水準が0.6以上 0.7以下のものに係る税額は、前年度分 の課税標準額を当該年度分の課税標準と なるべき額とした場合における税額によ るものとする。 ⑥ 商業地等のうち、負担水準が0.7を超 えるものに係る税額は、当該年度分の課 税標準となるべき価格に10分の7を乗じ て得た額を当該年度分の課税標準となる べき額とした場合における税額によるも のとする。 また、農地(市街化区域農地を除く。以 下同じ。)については、当該農地の税額が、 負担水準の区分(0.9以上、0.8以上0.9未 満、0.7以上0.8未満、0.7未満)に応じて、 前年度分の課税標準額に1.025、1.05、 1.075、1.1の負担調整率を乗じて得た額に よって算定した調整税額を超える場合に は、当該農地の税額は、調整税額によるも のとする。	標準税率 100分の1.4

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率	
市 町 村	普 通	<p>市街化区域農地(三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地を除く。以下同じ。)については、当該市街化区域農地の価格の3分の1の額に税率を乗じて求める税額が、負担水準の区分(0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満)に応じて、前年度分の課税標準額に1.025、1.05、1.075、1.1の負担調整率を乗じて得た額によって算定した調整税額を超える場合には、当該市街化区域農地の税額は、調整税額によるものとする。</p> <p>三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地については、価格の3分の1の額(一定の市街化区域農地については一定の調整率を乗じて得た額)に税率を乗じて求める税額が、住宅用地と同様の措置により算定(一定の市街化区域農地については一定の調整率を勘案して算定)した税額を超える場合には、当該市街化区域農地の税額は、当該税額によるものとする。</p> <p>2 家 屋</p> <p>賦課期日における価格(特定のものについては一定の特例率を乗じたもの)</p> <p>3 償却資産</p> <p>(イ) 賦課期日における価格(特定のものについては一定の特例率を乗じたもの)</p> <p>(ロ) 大規模の償却資産 (地方税法第349条の4及び第349条の5に規定する金額) (平成18年度課税標準見込額6,148,389億円)</p>		
		<p>交付金</p> <p>国有財産台帳等に記載され又は記録された固定資産の価格(住宅及び空港等に係るものについてはこれらの価格に一定の率を乗じたもの)</p> <p>納付金</p> <p>総務大臣が配分し、通知した固定資産の価格の2分の1</p>	一定率	100分の1.4
	税	<p>軽自動車税</p> <p>原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(側車付二輪自動車を含む。)の台数 (平成18年度課税見込台数37,583千台)</p>	標準税率	<p>1 原動機付自転車</p> <p>(イ) 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(二に掲げるものを除く。) 年額1,000円</p> <p>(ロ) 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額1,200円</p> <p>(ハ) 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額1,600円</p> <p>(ニ) 三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもので一定のもの 年額2,500円</p> <p>2 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>(イ) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額2,400円</p>

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	軽自動車税	(ロ) 三輪のもの 年額3,100円 (ハ) 四輪以上のもの 乗 用 営業用 年額5,500円 自家用 年額7,200円 貨物用 営業用 年額3,000円 自家用 年額4,000円 3 二輪の小型自動車 年額4,000円 制限税率 標準税率の1.5倍
		市町村たばこ税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの合計本数 一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,977円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円 ※平成18年7月1日以降 紙巻たばこ等 1,000本につき3,298円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,564円
	町	鉾産税	鉾物の価格 標準税率 100分の1 (鉾物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉾物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.7) 制限税率 100分の1.2 (鉾物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉾物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.9)
		特別所有地税	※平成15年度以降当分の間課税停止
村	入税湯	入湯日数	標準税率 1人1日につき150円
	目	1 資産割 事業所床面積	一定税率 1平方メートルにつき 600円
		2 従業者割 従業者給与総額	一定税率 100分の0.25
税 的	都 市 計 画 税	1 土 地 固定資産税の課税標準となるべき価格(住宅用地等特定のものについては、住宅用地に係る都市計画税の課税標準の特例を適用したもの。以下同じ。) ただし、宅地等については、 ① 価格に税率を乗じて求める税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度分の課税標準となるべき価格に100分の5を乗じて得た額を加算した額(特定のものについては、当該額に一定の特例率を乗じたもの。以下同じ。)を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における税額(以下「調整税額」という。)を超える場合には、当該宅地等に係る税額は調整税額によるものとする。	制限税率 100分の0.3

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市 目	都	<p>② ①の適用を受ける場合に、調整税額が、当該年度分の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における税額を超える場合には、当該税額によるものとする。</p> <p>③ ①の適用を受ける場合に、調整税額が、当該年度分の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における税額に満たない場合には、当該税額によるものとする。</p> <p>④ 住宅用地のうち、前年度課税標準額を当該年度分の課税標準となるべき価格で除して得た数値(以下「負担水準」という。)が0.8以上のものに係る税額は、当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における税額を超える場合には、当該税額によるものとする。</p>	
		<p>⑤ 商業地等のうち、負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る税額は、前年度分の課税標準額を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における税額によるものとする。</p> <p>⑥ 商業地等のうち、負担水準が0.7を超えるものに係る税額は、当該年度分の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における税額によるものとする。</p>	
町	市	<p>また、農地(市街化区域農地を除く。以下同じ。)については、当該農地の税額が、負担水準の区分(0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満)に応じて、前年度分の課税標準額に1.025、1.05、1.075、1.1の負担調整率を乗じて得た額によって算定した調整税額を超える場合には、当該農地の税額は、調整税額によるものとする。</p>	
		<p>市街化区域農地(三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地を除く。以下同じ。)については、当該市街化区域農地の価格の3分の2の額に税率を乗じて求める税額が、負担水準の区分(0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満)に応じて、前年度分の課税標準額に1.025、1.05、1.075、1.1の負担調整率を乗じて得た額によって算定した調整税額を超える場合には、当該市街化区域農地の税額は、調整税額によるものとする。</p>	
村	的 計	<p>三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地については、価格の3分の2の額(一定の市街化区域農地については一定の調整率を乗じて得た額)に税率を乗じて求める税額が、住宅用地と同様の措置により算定(一定の市街化区域農地については一定の調整率を勘案して算定)した税額を超える場合には、当該市街化区域農地の税額は、当該税額によるものとする。</p>	
		<p>2 家 屋</p> <p>固定資産税の課税標準となるべき価格(特定のものについては一定の率を乗じたもの)</p>	
税	税		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市 町 村 税	水地 益 利 税	土地又は家屋の価格又は面積	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
	共施 設 同 税	条例で定める。	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
	宅開 発 地 税	宅地の面積	条例で定める。

(注) 個人住民税については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その7.5%相当額(7.5%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。)を控除する。

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は3兆7,324億円であり、前年度に比し、1兆8,905億円(102.6%)増加している。

このうち、所得譲与税は、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するまでの間の暫定措置として導入されているものであり、平成18年度においては、3兆94億円を都道府県及び市町村(特別区を含む。)に対して譲与するものである。

地方譲与税の税目別収入見込額は、第5表のとおりである。

第5表 地方譲与税収入見込額

区 分	(単位 億円)						
	平成17年度 当初見込額	平成18年度			比 較		
		現行法に よる収入 見込額	制度改正 による増 減収見込 額	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C)	平成17年度 当初見込額 に対する増 減収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)	
(A)	(B)	(C)	(D)	(D)-(A)	(%)		
1 所得譲与税	11,159	11,159	18,935	30,094	18,935	269.7	
2 地方道路譲与税	3,072	3,110	—	3,110	38	101.2	
3 石油ガス譲与税	147	142	—	142	△ 5	96.6	
4 航空機燃料譲与税	161	158	—	158	△ 3	98.1	
5 自動車重量譲与税	3,767	3,707	—	3,707	△ 60	98.4	
6 特別とん譲与税	113	113	—	113	0	100.0	
合 計	18,419	18,389	18,935	37,324	18,905	202.6	

3 地方特例交付金

地方特例交付金の総額は8,160億円であり、前年度に比し、7,020億円(46.2%)減少している。

(1) 減税補てん特例交付金

減税補てん特例交付金は、恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として全ての都道府県及び市町村(特別区を含む。)に減収見込額を基礎として交付するものであり、その総額は、恒久的な減税に伴う各年度の減収見込額の総額の4分の3から、国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収額及び法人税の地方交付税率の引上げによる補てん額を控除した額(平成18年度7,456億円)としている。

(2) 児童手当特例交付金

児童手当特例交付金は、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、平成18年度より、児童手当の支給対象年齢を「小学校第3学年修了まで」から「小学校修了まで」に引き上げるとともに、支給対象児童の扶養者の所得制限を緩和する制度拡充が行われることから、これに伴う地方負担の増加に対応するため、都道府県と市町村にそれぞれ総額(平成18年度704億円)の2分の1の額を交付するものである。

4 地方交付税

地方交付税の総額は15兆9,073億円であり、前年度に比し、9,906億円(5.9%)減少している。
地方交付税の算定基礎は、第6表のとおりである。

第6表 地方交付税の算定基礎

区 分	(単位 百万円)						
	平成18年度 (A)	平成17年度			増 減 額		
		当 初 (B)	補 正	最 終 (C)	対前年度 当初 (A)-(B)	対前年度 最終 (A)-(C)	
所 得 税(a)	12,788,000	13,164,000	1,519,000	14,683,000	△ 376,000	△ 1,895,000	
酒 税(b)	1,572,000	1,625,000	—	1,625,000	△ 53,000	△ 53,000	
小計(a)+(b) (c)	14,360,000	14,789,000	1,519,000	16,308,000	△ 429,000	△ 1,948,000	
法 人 税(d)	13,058,000	11,513,000	960,000	12,473,000	1,545,000	585,000	
消 費 税(e)	10,538,000	10,164,000	304,000	10,468,000	374,000	70,000	
た ば こ 税(f)	940,000	862,000	—	862,000	78,000	78,000	
地 方 交 付 税(g)	13,742,474	14,570,914	1,351,642	15,922,556	△ 828,440	△ 2,180,082	
(1) (c)×32%	4,595,200	4,732,480	486,080	5,218,560	△ 137,280	△ 623,360	
(2) (d)×35.8%	4,674,764	4,121,654	343,680	4,465,334	553,110	209,430	
(3) (e)×29.5%	3,108,710	2,998,380	89,680	3,088,060	110,330	20,650	
(4) (f)×25%	235,000	215,500	—	215,500	19,500	19,500	
(5) 精 算 分	△ 87,000	△ 87,000	432,202	345,202	0	△ 432,202	
(6) 地方交付税 法附則第4 条の2第2 項、第3項 及び第4項 に基づく加 算額	238,200	229,500	—	229,500	8,700	8,700	
(7) 地方交付税 法附則第4 条の2第8 項に基づく 加算額	274,700	196,300	—	196,300	78,400	78,400	
(8) 臨時財政対 策特例加算 額	702,900	2,164,100	—	2,164,100	△ 1,461,200	△ 1,461,200	
返 還 金(h)	168	188	—	188	△ 20	△ 20	
特別会計借入金(i)	1,161,000	1,591,071	—	1,591,071	△ 430,071	△ 430,071	
特別会計借入金償 還(j)	△ 79,875	△ 79,875	—	△ 79,875	0	0	
借入金等利子充当 分(k)	△ 677,300	△ 659,100	—	△ 659,100	△ 18,200	△ 18,200	
剰余金の活用(l)	470,000	440,000	—	440,000	30,000	30,000	
前年度からの繰越 分(m)	1,290,788	1,034,667	—	1,034,667	256,121	256,121	
翌年度への繰越分 (n)	—	—	△ 1,290,788	△ 1,290,788	—	1,290,788	
合 計(g)~(n)	15,907,255	16,897,865	60,855	16,958,719	△ 990,610	△ 1,051,464	

※表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

5 国庫支出金

国庫支出金の総額は、10兆2,015億円であり、前年度に比し、9,952億円(8.9%)減少している。

国庫支出金の内訳は、第7表のとおりである。

第7表 国庫支出金の内訳

		(単位 百万円)		
区	分	平成18年度 (A)	平成17年度 (B)	増減額 (A)-(B)
1	普通補助負担金等	6,193,652	6,852,055	△ 658,403
	(1) 義務教育職員給与費負担金	1,676,349	2,114,993	△ 438,644
	(2) その他普通補助負担金等	4,517,303	4,737,062	△ 219,759
	(ア) 生活保護費負担金	2,043,877	1,920,743	123,134
	(イ) 児童保護費等負担金	614,846	715,499	△ 100,653
	(ウ) 障害者自立支援給付費等負担金	314,338	41,923	272,415
	(エ) 児童扶養手当給付費負担金	154,161	324,880	△ 170,719
	(オ) その他の補助負担金等	1,390,081	1,734,017	△ 343,936
2	公共事業費補助負担金	3,000,735	3,329,386	△ 328,651
	(1) 普通建設事業費補助負担金	2,970,610	3,295,699	△ 325,089
	(2) 災害復旧事業費補助負担金	30,125	33,687	△ 3,562
3	失業対策事業費負担金	5,038	5,373	△ 335
4	国有提供施設等所在市町村助成交付金	25,140	25,140	0
5	施設等所在市町村調整交付金	6,400	6,400	0
6	交通安全対策特別交付金	83,546	79,232	4,314
7	電源立地地域対策等交付金	124,523	134,766	△ 10,243
8	特定防衛施設周辺整備調整交付金	13,500	13,500	0
9	特別行動委員会関係特定防衛施設周辺整備調整交付金	3,318	3,538	△ 220
10	石油貯蔵施設立地対策等交付金	6,367	6,494	△ 127
11	地方道路整備臨時交付金	739,300	740,800	△ 1,500
	合 計	10,201,519	11,196,684	△ 995,165

6 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は10兆8,174億円であり、前年度に比し、1兆4,445億円(11.8%)減少している。

地方債の事業別内訳は、第8表のとおりである。

第8表 地方債の事業別内訳

(単位 億円)

区 分	平成18年度 (A)	平成17年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)
一 一 般 会 計 債	70,348	83,024	△ 12,676
1 一 般 公 共 事 業	19,894	20,594	△ 700
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,758	1,832	△ 74
3 災 害 復 旧 事 業	426	536	△ 110
4 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	8,302	8,678	△ 376
(1) 学 校 教 育 施 設 等 整 備 事 業	2,280	2,669	△ 389
(2) 社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業	389	436	△ 47
(3) 一 般 廃 棄 物 処 理 事 業	2,088	2,469	△ 381
(4) 一 般 補 助 施 設 整 備 等 事 業	2,845	3,104	△ 259
(5) 施 設 整 備 事 業 (一 般 財 源 化 分)	700	—	700
5 一 般 単 独 事 業	32,994	47,083	△ 14,089
(1) 一 般 事 業	6,137	8,053	△ 1,916
(2) 地 域 活 性 化 事 業	1,500	4,881	△ 3,381
(3) 防 災 対 策 事 業	1,500	2,231	△ 731
(4) 合 併 特 例 事 業	9,500	11,000	△ 1,500
(5) 臨 時 地 方 道 整 備 事 業	10,009	11,425	△ 1,416
(6) 臨 時 河 川 等 整 備 事 業	605	804	△ 199
(7) 臨 時 高 等 学 校 整 備 事 業	743	689	54
(8) 地 域 再 生 事 業	3,000	8,000	△ 5,000
6 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	3,039	3,098	△ 59
(1) 辺 地 対 策 事 業	515	532	△ 17
(2) 過 疎 対 策 事 業	2,524	2,566	△ 42
7 首 都 圏 等 整 備 事 業	101	233	△ 132
8 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	784	970	△ 186
9 行 政 改 革 推 進 債	3,000	—	3,000
10 調 整 (不 交 付 団 体 分)	50	—	50
二 公 営 企 業 債	1,634	1,781	△ 147
1 水 道 事 業	574	576	△ 2
2 工 業 用 水 道 事 業	0	17	△ 17
3 交 通 事 業	1,050	1,178	△ 128
4 病 院 事 業	9	9	0
5 観 光 そ の 他 事 業	1	1	0
三 減 税 補 て ん 債	4,520	5,583	△ 1,063
四 臨 時 財 政 対 策 債	29,072	32,231	△ 3,159
五 退 職 手 当 債	2,600	—	2,600
合 計	108,174	122,619	△ 14,445

(注) 辺地及び過疎対策事業の計上額は、地方債計画中「辺地及び過疎対策事業」の計上額から辺地及び過疎対策事業に係る下水道等の公営企業会計等分を控除したものである。

は、次により完全に補てんする。

ア. 地方交付税については、国の一般会計加算により 1 兆 1,472 億円(うち、地方交付税法附則第 4 条の 2 第 2 項の加算額 1,685 億円、同条第 4 項の加算額 11 億円、同条第 8 項の加算額 2,747 億円、臨時財政対策特例加算額 7,029 億円)増額する。

イ. 地方財政法第 5 条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を 2 兆 9,072 億円発行する。

ウ. 建設地方債(財源対策債)を 1 兆 6,500 億円増発する。

なお、平成 18 年度税制改正により所得税から個人住民税への税源移譲が実施されることに伴う所得税に係る地方交付税率分の減少影響を緩和するため、地方財政に与える影響を勘案しつつ、平成 19 年度は 2,600 億円、平成 20 年度は 2,000 億円、平成 21 年度は 1,400 億円を交付税総額に加算することとする。

- (2) 平成 11 年から実施されている恒久的な減税については、平成 18 年度税制改正により、定率減税は、所得税については平成 18 年分、個人住民税については平成 18 年度分をもって廃止するとともに、税源移譲に伴い最高税率の特例を廃止し、特定扶養親族に係る扶養控除の額の加算の特例並びに法人税率の特例及び法人事業税率の特例を本則の制度とすることとされた。

平成 18 年度においては、恒久的な減税に伴う地方財政への影響が引き続き見込まれるものであり、その影響額 3 兆 376 億円については、従前同様①、②の措置を講じる。また、平成 19 年度以降、恒久化される恒久的な減税に係る地方税の減収については、③の措置を講じる。

- ① 恒久的な減税の実施による地方税の減収 1 兆 8,080 億円について、その 4 分の 3 相当額を国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収措置(1,142 億円)、法人税の地方交付税率の引上げによる増収措置(4,962 億円)及び地方特例交付金(減税補てん特例交付金、7,456 億円)により、その 4 分の 1 相当額を地方財政法第 5 条の特例となる地方債(減税補てん債、4,520 億円)により完全に補てんする。

- ② 恒久的な減税の実施による地方交付税への影響額 1 兆 2,296 億円のうち、平成 18 年度に新たに発生する地方交付税の減収 1 兆 888 億円については、交付税特別会計借入金により措置し、その償還は国と地方が折半して負担することにより完全に補てんする。なお、所得税の定率減税の縮減により、地方交付税原資が増加した分に相当する借入金の縮減(4,051 億円)が見込まれる。また、平成 11 年度以降地方交付税への影響額の補てん対策として措置した交付税特別会計借入金に係る利子相当額のうち国負担分 686 億円は一般会計からの繰入れにより、地方負担分 722 億円は交付税特別会計借入金により措置する。

- ③ 平成 19 年度以降、恒久化される恒久的な減税に係る地方税の減収について、次の措置により補てんする。

ア. 平成 19 年度以降、地方たばこ税の増収措置を恒久化する。

イ. 平成 19 年度以降、法人税に係る地方交付税率については 34% とする。

ウ. 平成 19 年度以降において、上記ア及びイの措置によって補てんされない減収相当額については、国と地方が折半して補てんする措置を講じる。

エ. 減税補てん特例交付金については、平成 19 年度の総額は 4,000 億円、平成 20 年度の総額は 2,000 億円とし、平成 21 年度に廃止する。

(2) 地方債計画

平成18年度の地方債計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が、行政改革と財政の健全化を推進し、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

なお、平成18年4月から開始する地方債協議制度の円滑な実施を図ることとしている。

参考表 平成18年度地方債計画

		(単位 億円)		
区	分	平成18年度 (A)	平成17年度 (B)	増減額 (A)-(B)
一	一般会計債			
1	一般公共事業	19,894	20,594	△ 700
2	公営住宅建設事業	1,758	1,832	△ 74
3	災害復旧事業	426	536	△ 110
4	教育・福祉施設等整備事業	8,302	8,678	△ 376
	(1) 学校教育施設等整備事業	2,280	2,669	△ 389
	(2) 社会福祉施設整備事業	389	436	△ 47
	(3) 一般廃棄物処理事業	2,088	2,469	△ 381
	(4) 一般補助施設整備等事業	2,845	3,104	△ 259
	(5) 施設整備事業(一般財源化分)	700	—	700
5	一般単独事業	32,994	47,083	△ 14,089
	(1) 一般事業	6,137	8,053	△ 1,916
	(2) 地域活性化事業	1,500	4,881	△ 3,381
	(3) 防災対策事業	1,500	2,231	△ 731
	(4) 合併特例事業	9,500	11,000	△ 1,500
	(5) 臨時地方道整備事業	10,009	11,425	△ 1,416
	(6) 臨時河川等整備事業	605	804	△ 199
	(7) 臨時高等学校整備事業	743	689	54
	(8) 地域再生事業	3,000	8,000	△ 5,000
6	辺地及び過疎対策事業	3,390	3,456	△ 66
	(1) 辺地対策事業	538	556	△ 18
	(2) 過疎対策事業	2,852	2,900	△ 48
7	首都圏等整備事業	101	233	△ 132
8	公共用地先行取得等事業	784	970	△ 186
9	行政改革推進債	3,000	—	3,000
10	調整(不交付団体分)	50	—	50
	計	70,699	83,382	△ 12,683
二	公営企業債			
1	水道事業	5,027	5,476	△ 449
2	工業用水道事業	444	263	181
3	交通事業	3,180	3,758	△ 578
4	電気事業・ガス事業	61	77	△ 16
5	港湾整備事業	523	418	105
6	病院事業	2,892	3,115	△ 223
7	介護サービス施設整備事業	57	129	△ 72
8	市場事業・と畜場事業	344	323	21

区 分	平成18年度 (A)	平成17年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)
9 地 域 開 発 事 業	1,473	2,444	△ 971
10 下 水 道 事 業	16,377	15,961	416
11 観 光 そ の 他 事 業	197	206	△ 9
計	30,575	32,170	△ 1,595
合 計	101,274	115,552	△ 14,278
三 公 営 企 業 借 換 債	2,000	2,000	0
四 減 税 補 て ん 債	4,520	5,583	△ 1,063
五 臨 時 財 政 対 策 債	29,072	32,231	△ 3,159
六 退 職 手 当 債	2,600	—	2,600
七 国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(501)	(213)	(288)
計	(501)	(213)	(288)
総 計	139,466	155,366	△ 15,900
内 訳			
〔普 通 会 計 分〕	108,174	122,619	△ 14,445
〔公 営 企 業 会 計 等 分〕	31,292	32,747	△ 1,455
(資 金 区 分)			
政 府 資 金	38,500	47,200	△ 8,700
財 政 融 資 資 金	33,700	35,400	△ 1,700
郵 政 公 社 資 金	4,800	11,800	△ 7,000
〔郵便貯金資金〕	〔1,700〕	〔4,300〕	〔△ 2,600〕
〔簡易生命保険資金〕	〔3,100〕	〔7,500〕	〔△ 4,400〕
公 営 公 庫 資 金	14,060	15,330	△ 1,270
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(501)	(213)	(288)
公 的 資 金 計	52,560	62,530	△ 9,970
民 間 等 資 金	86,906	92,836	△ 5,930
市 場 公 募	35,000	33,000	2,000
銀 行 等 引 受	51,906	59,836	△ 7,930

(備考)

- 1 上記のほか、地方税の減収が生じる場合の減収補てん債及び資金区分の変更等による借換えについて同意(許可)することが見込まれる。
- 2 一般事業のうち幼稚園、高等学校等分及び臨時高等学校整備事業のうち補助事業分は、学校教育施設等整備事業に移し替えている。
- 3 一般事業のうち原則として補助事業に係る分及び特別転貸債は、一般補助施設整備等事業に移し替えている。
- 4 地域総合整備資金貸付事業及び旧地域総合整備事業(継続事業分)は、一般事業に移し替えている。
- 5 自然災害防止事業は、防災対策事業に移し替えている。
- 6 都市高速鉄道事業及び一般交通事業は、交通事業に移し替えている。
- 7 有料道路事業・駐車場整備事業は、観光その他事業に移し替えている。
- 8 公有林整備事業・草地開発事業は、国の予算等貸付金債に移し替えている。
- 9 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

7 使用料及び手数料

使用料及び手数料の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、12億円の増加を見込み、1兆6,450億円を計上している。

8 雑収入

雑収入の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、433億円の増加を見込み、5兆1,329億円を計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳

(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は83兆1,508億円であり、前年度に比し、6,179億円減少している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第9表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は第10表のとおりであり、歳出の構成比は第11表のとおりである。

第9表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

(単位 億円)

区	分	平成18年度 (A)	平成17年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (%)
I	給与関係経費	225,769	227,240	△ 1,471	△ 0.6
1	給与費(退職手当を除く)	204,825	209,193	△ 4,368	△ 2.1
	(ア) 義務教育教職員	61,572	62,278	△ 706	△ 1.1
	(イ) 警察関係職員	24,139	24,230	△ 91	△ 0.4
	(ウ) 消防職員	11,843	11,993	△ 150	△ 1.3
	(エ) 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等	107,271	110,692	△ 3,421	△ 3.1
2	退職手当	20,448	17,491	2,957	16.9
3	恩給費	496	556	△ 60	△ 10.8
II	一般行政経費	251,857	232,857	19,000	8.2
1	国庫補助負担金等を伴うもの	107,286	99,428	7,858	7.9
	(ア) 生活保護費	27,252	25,610	1,642	6.4
	(イ) 児童保護費	12,299	14,274	△ 1,975	△ 13.8
	(ウ) 障害者自立支援給付費	6,287	838	5,449	650.2
	(エ) 老人医療給付費	14,467	13,985	482	3.4
	(オ) 介護給付費	17,584	14,992	2,592	17.3
	(カ) 児童扶養手当給付費	4,625	4,332	293	6.8
	(キ) その他の一般行政経費	24,772	25,397	△ 625	△ 2.5
2	国庫補助負担金を伴わないもの	134,785	125,063	9,722	7.8
3	国民健康保険関係事業費	9,786	8,366	1,420	17.0
III	公債費	132,979	133,803	△ 824	△ 0.6
IV	維持補修費	9,768	9,817	△ 49	△ 0.5
V	投資的経費	168,889	195,211	△ 26,322	△ 13.5
1	直轄事業負担金	11,269	11,351	△ 82	△ 0.7
2	公共事業費	56,610	58,844	△ 2,234	△ 3.8
	(ア) 普通建設事業費	56,194	58,392	△ 2,198	△ 3.8
	(イ) 災害復旧事業費	416	452	△ 36	△ 8.0
3	失業対策事業費 (直轄、補助事業計)	99	105	△ 6	△ 5.7
		67,978	70,300	△ 2,322	△ 3.3
4	一般事業費	61,737	70,292	△ 8,555	△ 12.2
	(ア) 普通建設事業費	60,593	69,233	△ 8,640	△ 12.5

区 分	平成18年度 (A)	平成17年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (%)
(イ) 災害復旧事業費	1,144	1,059	85	8.0
5 特別事業費	39,174	54,619	△ 15,445	△ 28.3
(ア) 過疎対策事業費	8,289	8,450	△ 161	△ 1.9
(イ) 地域活性化事業費	1,930	6,300	△ 4,370	△ 69.4
(ウ) 合併特例事業費	10,000	11,700	△ 1,700	△ 14.5
(エ) 防災対策事業費	1,700	2,536	△ 836	△ 33.0
(オ) 旧地域総合整備事業費 (継続事業分)	700	2,400	△ 1,700	△ 70.8
(カ) 特別単独事業費	12,344	14,022	△ 1,678	△ 12.0
(キ) 地域再生事業債	3,000	8,000	△ 5,000	△ 62.5
(ク) 施設整備事業費(一般財 源化分)	1,211	1,211	0	0.0
(地方単独事業計)	100,911	124,911	△ 24,000	△ 19.2
VI 公営企業繰出金	27,346	28,659	△ 1,313	△ 4.6
1 収益勘定繰出金	14,243	14,585	△ 342	△ 2.3
2 資本勘定繰出金	13,103	14,074	△ 971	△ 6.9
VII 地方交付税の不交付団体 における平均水準を超える 必要経費	14,900	10,100	4,800	47.5
歳 出 合 計	831,508	837,687	△ 6,179	△ 0.7

(注) 一般行政経費及び投資的経費の平成17年度の額は、平成18年度との比較対照のため、一部組替えをしてある。

第10表 歳出の増減事由

(単位 億円)

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
I 給与関係経費	△ 1,471	2,919	(イ) 児童保護費	△ 1,975	△ 989
1 給与費(退職手当を 除く)	△ 4,368	22	(ウ) 障害者自立支援給付 費	5,449	2,725
(ア) 給与改定による増減	△ 195	△ 191	(エ) 老人医療給付費	482	464
(イ) 昇給等による増減	△ 480	△ 399	(オ) 介護給付費	2,592	2,592
(ウ) 給与構造改革による 増減	△ 1,169	△ 1,020	(カ) 児童扶養手当給付費	293	2,000
(エ) 職員数による増減	△ 1,817	△ 1,793	(キ) その他の一般行政経 費	△ 625	1,964
(オ) 特別職の給与等の改 定による増減	△ 561	△ 561	2 国庫補助負担金を伴 わないもの	9,722	11,279
(カ) そ の 他	△ 146	3,986	(ア) 一般行政経費	9,722	11,279
(a) 共済組合負担金の改 定による増減	59	59	(イ) 追加財政需要	0	0
(b) 平成18年度義務教 育費国庫負担金の見 直しによる増減	0	4,132	3 国民健康保険関係事 業費	1,420	1,420
(c) そ の 他	△ 205	△ 205	III 公 債 費	△ 824	△ 148
2 退職手当	2,957	2,957	IV 維持補修費	△ 49	△ 49
3 恩 給 費	△ 60	△ 60	V 投資的経費	△ 26,322	△ 24,646
II 一般行政経費	19,000	21,865	1 直轄事業負担金	△ 82	△ 82
1 国庫補助負担金等を 伴うもの	7,858	9,166	(ア) 治山治水	△ 5	△ 5
(ア) 生活保護費	1,642	410	(イ) 道路整備	△ 37	△ 37
			(ウ) 農業農村整備	△ 37	△ 37
			(エ) そ の 他	△ 3	△ 3

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
2 公共事業費	△ 2,234	△ 1,223	5 特別事業費	△ 15,445	△ 14,783
(ア) 普通建設事業費	△ 2,198	△ 1,223	(ア) 過疎対策事業費	△ 161	△ 161
(a) 治山治水	△ 858	△ 585	(イ) 地域活性化事業費	△ 4,370	△ 4,370
(b) 道路整備	△ 768	△ 447	(ウ) 合併特例事業費	△ 1,700	△ 1,700
(c) 港湾空港鉄道等	△ 246	△ 192	(エ) 防災対策事業費	△ 836	△ 836
(d) 住宅都市環境	1,006	829	(オ) 旧地域総合整備事業費(継続事業分)	△ 1,700	△ 1,700
(e) 生活環境施設整備	△ 518	△ 357	(カ) 特別単独事業費	△ 1,678	△ 1,678
(f) 農業農村整備	△ 631	△ 414	(キ) 地域再生事業債	△ 5,000	△ 5,000
(g) 森林水産基盤	△ 303	△ 179	(ク) 施設整備事業費(一般財源化分)	0	662
(h) 調整費等	516	282	(地方単独事業計)	△ 24,000	△ 23,338
(i) 国庫負担かさ上げ	0	104	VI 公営企業繰出金	△ 1,313	△ 1,313
(j) その他	△ 396	△ 264	1 収益勘定繰出金	△ 342	△ 342
(イ) 災害復旧事業費	△ 36	0	2 資本勘定繰出金	△ 971	△ 971
3 失業対策事業費	△ 6	3	VII 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	4,800	4,800
(直轄、補助事業計)	△ 2,322	△ 1,308	歳出増減額の合計	△ 6,179	3,428
4 一般事業費	△ 8,555	△ 8,555			
(ア) 普通建設事業費	△ 8,640	△ 8,640			
(イ) 災害復旧事業費	85	85			

(注) 一般行政経費及び投資的経費の増減については、平成18年度との比較対照のため、平成17年度の額について一部組替えをして計上している。

第11表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	平成18年度		平成17年度	
	計画額	構成比(%)	計画額	構成比(%)
1 給与関係経費	225,769	27.1	227,240	27.1
2 一般行政経費	251,857	30.3	232,857	27.8
3 公債費	132,979	16.0	133,803	16.0
4 維持補修費	9,768	1.2	9,817	1.2
5 投資的経費	168,889	20.3	195,211	23.3
6 公営企業繰出金	27,346	3.3	28,659	3.4
7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	14,900	1.8	10,100	1.2
歳出合計	831,508	100.0	837,687	100.0

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は22兆5,769億円であり、前年度に比し、1,471億円(0.6%)減少している。

地方財政計画上の職員数については、総人件費改革基本指針における4.6%以上純減するとの目標を踏まえ、その一年分に相当する22,602人の純減としている。職員数の増減状況は第12表のとおりである。

地方財政計画上の給料単価等については、平成17年人事院勧告の給与構造改革を踏まえ、地方公共団体においてこれと同様の見直しを実施したものとした額を見込んでいる。

(1) 給与費(退職手当を除く)

給与費(退職手当を除く。以下同じ。)の総額は20兆4,825億円であり、前年度に比し、4,368億円(2.1%)減少している。

給与費の内訳は次のとおりである。

ア 義務教育教職員の給与費

義務教育教職員の給与費は、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、6兆1,572億円となり、前年度に比し、706億円減少している。

イ 警察関係職員の給与費

警察関係職員(警察官及び警察事務職員)の給与費は2兆4,139億円であり、前年度に比し、91億円減少している。

ウ 消防職員の給与費

消防職員の給与費は1兆1,843億円であり、前年度に比し、150億円減少している。

エ 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等の給与費

アからウまでに掲げた職員以外の職員及び特別職等の給与費は10兆7,271億円であり、前年度に比し、3,421億円減少している。

(2) 退職手当

退職手当の総額は2兆448億円であり、退職者の増等を見込んだことにより、前年度に比し、2,957億円(16.9%)増加している。

(3) 恩給費

恩給費の総額は496億円であり、前年度に比し、60億円(10.8%)減少している。

第12表 職員数の増減状況

(単位 人)

職員区分	平成17年度 計画人員	増減数	平成18年度 計画人員
1 義務教育教職員	705,084	△ 941	704,143
(1) 小学校教職員	426,935	△ 264	426,671
(2) 中学校教職員	239,837	△ 693	239,144
(3) 特殊教育諸学校教職員	38,312	16	38,328
2 非義務教育教員	256,713	△ 7,335	249,378
(1) 高校教員 (特殊教育諸学校高等部含む)	218,497	△ 4,250	214,247
(2) 大学教員	12,942	△ 2,607	10,335
(3) 幼稚園教員	25,274	△ 478	24,796
3 警察官	243,261	3,500	246,761
4 消防職員	144,153	—	144,153
5 一般職員	1,107,496	△ 17,826	1,089,670
(1) 高校事務職員等	35,773	△ 362	35,411
(2) 警察事務職員	25,404	△ 407	24,997
(3) その他一般職員	1,042,386	△ 16,954	1,025,432
うち民間委託等推進分		△ 6,172	
(4) 補助職員等	3,933	△ 103	3,830
合計	2,456,707	△ 22,602	2,434,105

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は25兆1,857億円であり、前年度に比し、1兆9,000億円(8.2%)増加している。

(1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は10兆7,286億円であり、前年度に比し、7,858億円(7.9%)増加している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第13表のとおりである。

第 13 表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

(単位：百万円)

区 分	平成 18 年度 (A)			平成 17 年度 (B)			差引増減額 (A)-(B)		
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計
(内閣府所管)									
都道府県警察費補助金	29,937	25,210	55,147	29,927	24,534	54,461	10	676	686
その他の	29,249	2,689	31,938	30,350	3,268	33,618	△ 1,101	△ 579	△ 1,680
内閣府計	59,186	27,899	87,085	60,277	27,802	88,079	△ 1,091	97	△ 994
(総務省所管)									
市町村合併体制整備費補助金	4,020	—	4,020	3,020	—	3,020	1,000	—	1,000
緊急消防援助隊設備整備費補助金	5,000	5,000	10,000	5,000	5,000	10,000	0	0	0
その他の	23,431	30	23,461	78,042	30	78,072	△ 54,611	0	△ 54,611
総務省計	32,451	5,030	37,481	86,062	5,030	91,092	△ 53,611	0	△ 53,611
(法務省所管)									
外国人登録事務委託費等	6,945	—	6,945	6,918	—	6,918	27	—	27
(文部科学省所管)									
要保護児童生徒援助費補助金	699	699	1,398	700	700	1,400	△ 1	△ 1	2
幼稚園就園奨励費補助金	18,145	37,074	55,219	18,114	37,016	55,130	31	58	89
私立高等学校等経常費助成費補助金	100,961	—	100,961	100,235	—	100,235	726	—	726
その他の	30,619	16,112	46,731	28,402	16,143	44,545	2,217	31	2,186
文部科学省計	150,424	53,885	204,309	147,451	53,859	201,310	2,973	26	2,999
(厚生労働省所管)									
保健事業費等補助金	31,245	54,662	85,907	34,551	63,146	97,697	△ 3,306	△ 8,484	△ 11,790
結核医療費負担金	6,356	2,338	8,694	6,864	2,578	9,442	△ 508	△ 240	△ 748
精神保健費等負担金	13,032	9,417	22,449	62,071	58,370	120,441	△ 49,039	△ 48,953	△ 97,992
生活保護費負担金	2,043,877	681,292	2,725,169	1,920,743	640,248	2,560,991	123,134	41,044	164,178
身体障害者保護費負担金	59,309	59,218	118,527	116,501	116,410	232,911	△ 57,192	△ 57,192	△ 114,384
障害者自立支援給付費等負担金	314,338	314,338	628,676	41,923	41,923	83,846	272,415	272,415	544,830
老人医療給付費負担金	7,262	1,439,442	1,446,704	5,487	1,393,034	1,398,521	1,775	46,408	48,183
介護給付費負担金	—	1,758,376	1,758,376	—	1,499,209	1,499,209	—	259,167	259,167
在宅福祉事業費補助金	12,940	5,602	18,542	105,171	109,338	214,509	△ 92,231	△ 103,736	△ 195,967
児童保護費等負担金	614,846	615,044	1,229,890	713,515	713,852	1,427,367	△ 98,669	△ 98,808	△ 197,477
児童手当交付金	337,083	452,057	789,140	431,266	157,848	589,114	△ 94,183	294,209	200,026
児童扶養手当給付費負担金	154,161	308,322	462,483	324,880	108,293	433,173	△ 170,719	200,029	29,310
保険基盤安定等負担金	43,003	89,266	132,269	41,972	91,018	132,990	1,031	△ 1,752	△ 721
職業転換訓練費負担金	3,255	3,255	6,510	3,346	3,346	6,692	△ 91	△ 91	△ 182
その他の	470,954	323,130	794,084	365,081	211,511	576,592	105,873	111,619	217,492
厚生労働省計	4,111,661	6,115,759	10,227,420	4,173,371	5,210,124	9,383,495	△ 61,710	905,635	843,925

区 分	平成 18 年度 (A)			平成 17 年度 (B)			差引増減額 (A)-(B)		
	国 庫 補 助 負 担 額	地 方 負 担 額	計	国 庫 補 助 負 担 額	地 方 負 担 額	計	国 庫 補 助 負 担 額	地 方 負 担 額	計
(農林水産省所管)									
農業・食品産業強化対策 推進交付金	1,891	1,173	3,064	6,505	3,562	10,067 △	4,614 △	2,389 △	7,003
農業共済事業事務費負担 金	11,643	—	11,643	27,990	—	27,990 △	16,347	—	△ 16,347
中山間地域等直接支払交 付金	22,146	—	22,146	22,157	—	22,157 △	11	—	△ 11
そ の 他	37,520	14,773	52,293	42,740	16,145	58,885 △	5,220 △	1,372 △	6,592
農 林 水 産 省 計	73,200	15,946	89,146	99,392	19,707	119,099 △	26,192 △	3,761 △	29,953
(経済産業省所管)									
小規模企業等活性化補助 金	—	—	—	4,278	4,016	8,294 △	4,278 △	4,016 △	8,294
そ の 他	17,585	8,081	25,666	23,109	9,546	32,655 △	5,524 △	1,465 △	6,989
経 済 産 業 省 計	17,585	8,081	25,666	27,387	13,562	40,949 △	9,802 △	5,481 △	15,283
(国土交通省所管)									
地籍調査費負担金	13,574	13,574	27,148	13,673	13,673	27,346 △	99 △	99 △	198
そ の 他	15,670	14,229	29,899	1,943	460	2,403	13,727	13,769	27,496
国 土 交 通 省 計	29,244	27,803	57,047	15,616	14,133	29,749	13,628	13,670	27,298
(環境省所管)									
公害健康被害補償給付支 給事務費交付金等	14,507	8,364	22,871	9,976	1,933	11,909	4,531	6,431	10,962

合 計	4,495,203	6,262,767	10,757,970	4,626,450	5,346,150	9,972,600 △	131,247	916,617	785,370
補助職員等の組替えによ る減	△ 29,411	—	△ 29,411	△ 29,790	—	△ 29,790	379	—	379
再 計	4,465,792	6,262,767	10,728,559	4,596,660	5,346,150	9,942,810 △	130,868	916,617	785,749

(注) 平成 17 年度は、平成 18 年度との比較対照のため、組替えをしている。

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、13兆4,785億円であり、前年度に比し、9,722億円(7.8%)増加している。なお、本年度においては、国庫補助負担金を伴わない投資的経費との一体的かい離是正分として1兆円を増額計上しており、これを除いた場合は、12兆4,785億円であり、前年度に比し、278億円(0.2%)減少している。

本年度においては、地方団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費を縮減する一方、地域において必要な行政課題に対して適切に対処するため、人間力の向上・発揮(教育・文化、科学技術、IT)、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、公平で安心な高齢化社会・少子化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等の分野に係る施策に財源の重点的配分を図ることとしている。

また、貸付金1兆9,358億円を計上するとともに、現年発生災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、5,700億円を計上している。

なお、平成 18 年度の国庫補助負担金の一般財源化に伴い、補助事業から単独事業に移行し

た事業については、一般行政経費(国庫補助負担金を伴わないもの)を含めて、所要の事業費全額(2,660億円)を計上している。その内訳は、下記のとおりである。

(単位 百万円)

区 分	平成18年度 国費相当額	平成18年度 所要経費
(総務省所管)		
・地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金	793	2,378
・情報通信システム整備促進費補助金	348	1,043
・消防防災設備整備費補助金 (緊急消防援助隊関係設備分を除く)	3,821	7,536
(厚生労働省所管)		
・医療施設運営費等補助金 (救急医療施設運営費補助金等)	105	210
・疾病予防対策事業費等補助金	2,638	3,479
・在宅福祉事業費補助金 (支援費等分を除く)	1,703	3,581
・保健衛生施設等設備整備費補助金	30	59
・身体障害者保護費負担金 (支援費等分を除く)	124	248
・次世代育成支援対策交付金	1,983	3,967
・医療関係者養成確保対策費等補助金	494	987
(農林水産省所管)		
・農村振興対策事業推進費補助金	1,230	1,858
・森林資源管理費補助金	2,003	4,006
・漁業経営維持安定資金利子補給等補助金	405	810
・農業共済事業事務費負担金	5,549	5,549
・消費・安全対策推進交付金	439	783
・農業・食品産業強化対策推進交付金	5,805	9,807
・農山漁村地域活性化推進交付金	4,887	8,424
・バイオマス利活用推進交付金	951	1,788
・林業・木材産業等振興推進交付金	733	1,152
・森林整備・保全推進交付金	540	991
・水産業振興等推進交付金	3,133	5,515
・埋設農薬適正化事業推進費補助金	388	679
・米需給調整総合対策事業推進費補助金	2,599	2,599
・成果重視事業総合食料対策事業推進費補助金	600	677

区	分	平成18年度 国費相当額	平成18年度 所要経費
(経済産業省所管)			
	・小規模企業等活性化補助金	15,462	31,186
	・中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金	1,076	2,152
(国土交通省所管)			
	・公営住宅家賃対策等補助	94,031	154,992
(環境省所管)			
	・産業廃棄物適正処理推進費補助金	3,800	9,500
	合 計	155,670	265,956

(3) 国民健康保険関係事業費

保険基盤安定制度(保険料軽減分)3,847億円、国民健康保険の都道府県財政調整交付金4,939億円及び国保財政安定化支援事業1,000億円の合計9,786億円を計上している。

3 公 債 費

平成18年度の地方債の元利償還金は13兆2,979億円(元金償還金10兆3,849億円、利払費2兆9,130億円)であり、前年度に比し、824億円(0.6%)減少している。

平成18年度における地方債の利子及び元金償還金は、第14表のとおりである。

なお、平成18年度末の地方債現在高は142兆6,329億円と見込まれ、前年度末に比し、4,325億円(0.3%)増加する見込みである。

第 14 表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)

平成 18 年度 償還金 (A)			平成 17 年度 償還金 (B)			増 減 額 (A)-(B)		
元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計
103,849	29,130	132,979	102,877	30,926	133,803	972	△ 1,796	△ 824

(参考表)

地 方 債 見 込 現 在 高

(単位 億円)

平成17年度 末現在高 (A)	平 成 18 年 度			平成18年度 末見込現在 高 (A)+(B)-(C) (D)	増 減 額 (D)-(A)
	発 行 額 (B)	償 還 額 (C)	償 還 額 (C)		
1,422,004	108,174	103,849	103,849	1,426,329	4,325

4 維持補修費

維持補修費の総額は 9,768 億円であり、前年度に比し、49 億円(0.5%)減少している。

5 投資的経費

投資的経費の総額は 16 兆 8,889 億円であり、前年度に比し、2 兆 6,322 億円(13.5%)減少している。なお、このうち国庫補助負担金を伴わないもの 10 兆 911 億円(前年度に比し 2 兆 4,000 億円の減少)については、国庫補助負担金を伴わない一般行政経費との一体的かい離は正分として 2 兆円を減額計上しており、これを除いた場合は、12 兆 911 億円であり、前年度に比し、4,000 億円(3.2%)減少している。

投資的経費の内訳は、次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は 1 兆 1,269 億円であり、前年度に比し、82 億円(0.7%)減少している。

国の直轄事業費の内訳は、第 15 表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は 5 兆 6,610 億円であり、前年度に比し、2,234 億円(3.8%)減少している。このうち、普通建設事業費は 5 兆 6,194 億円で、前年度に比し、2,198 億円(3.8%)減少しており、災害復旧事業費は 416 億円で、前年度に比し、36 億円(8.0%)減少している。

公共事業費の内訳は、第 16 表のとおりである。

(3) 失業対策事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金の額を基礎として算定した失業対策事業費は 99 億円であり、前年度に比し、6 億円(5.7%)減少している。

失業対策事業費の内訳は、第 17 表のとおりである。

第 15 表 直 轄 事 業

区 分	平成 18 年 度 (A)			計
	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	
1 特 別 会 計				
(1) 治 水	563,460	236,300	47,951	847,711
河 川	292,833	140,141	—	432,974
砂 防	69,724	26,657	—	96,381
夕 ム	200,903	69,502	47,951	318,356
(2) 治 山	40,307	3,639	—	43,946
(3) 道 路 整 備	1,480,294	603,528	—	2,083,822
(4) 港 湾	170,324	65,584	2,255	238,163
(5) 空 港	229,572	7,190	—	236,762
(6) 農 業 農 村 整 備	117,407	23,033	—	140,440
計 (a)	2,601,364	939,274	50,206	3,590,844
2 一 般 会 計				
(1) 海 岸	16,443	6,052	—	22,495
農 林	2,625	1,075	—	3,700
運 輸	5,927	2,192	—	8,119
建 設	7,891	2,785	—	10,676
(2) 都 市 環 境	28,739	9,479	—	38,218
(3) 農 業 農 村 整 備	1,501	299	—	1,800
(4) 森 林 水 産 基 盤	12,417	4,099	—	16,516
(5) 災 害 関 連	2,006	961	—	2,967
(6) 災 害 復 旧	12,129	5,778	87	17,994
河 川 等	10,745	5,144	87	15,976
港 湾	503	234	—	737
道 路	721	336	—	1,057
山 林 施 設 等	160	64	—	224
(7) 調 整 費 等	44,209	13,495	—	57,704
計 (b)	117,444	40,163	87	157,694
既往年度における農業農村整備負担金等	—	147,496	—	147,496
再 計 (c)	117,444	187,659	87	305,190
総 計 (a)+(c) (計 画 計 上 分)	2,718,808	1,126,933	50,293	3,896,034

(参 考)

農業農村整備事業等の当年度執行状況 (d)	127,742	47,697	4,793	180,232
(a) + (b) + (d)	2,846,550	1,027,134	55,086	3,928,770

- (注) 1 一般会計分の国庫負担額は、国の事業予算額から地方負担額と団体負担額とを控除した額で
 2 「既往年度における農業農村整備負担金等」の区分の金額は、農業農村整備事業及び農業施設
 3 「(参考)農業農村整備事業等の当該年度執行状況(d)」の区分の金額は、「1 特別会計」の「(6)農業

費 の 内 訳

(単位 百万円)

平成 17 年 度 (B)				増 減 額 (A)-(B)			
国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
568,972	236,830	45,324	851,126	△ 5,512	△ 530	2,627	△ 3,415
298,632	142,701	—	441,333	△ 5,799	△ 2,560	—	△ 8,359
66,396	24,392	—	90,788	3,328	2,265	—	5,593
203,944	69,737	45,324	319,005	△ 3,041	△ 235	2,627	△ 649
38,552	3,580	—	42,132	1,755	59	—	1,814
1,494,663	607,216	—	2,101,879	△ 14,369	△ 3,688	—	△ 18,057
173,164	64,302	2,790	240,256	△ 2,840	1,282	△ 535	△ 2,093
137,232	6,828	—	144,060	92,340	362	—	92,702
97,212	19,294	—	116,506	20,195	3,739	—	23,934
2,509,795	938,050	48,114	3,495,959	91,569	1,224	2,092	94,885
15,884	5,703	—	21,587	559	349	—	908
2,776	1,024	—	3,800	△ 151	51	—	△ 100
5,369	2,119	—	7,488	558	73	—	631
7,739	2,560	—	10,299	152	225	—	377
29,918	9,426	—	39,344	△ 1,179	53	—	△ 1,126
2,259	629	—	2,888	△ 758	△ 330	—	△ 1,088
12,229	4,053	—	16,282	188	46	—	234
1,244	602	—	1,846	762	359	—	1,121
14,177	6,630	57	20,864	△ 2,048	△ 852	30	△ 2,870
11,951	5,823	57	17,831	△ 1,206	△ 679	30	△ 1,855
849	320	—	1,169	△ 346	△ 86	—	△ 432
962	351	—	1,313	△ 241	△ 15	—	△ 256
415	136	—	551	△ 255	△ 72	—	△ 327
40,213	15,469	—	55,682	3,996	△ 1,974	—	2,022
115,924	42,512	57	158,493	1,520	△ 2,349	30	△ 799
—	154,555	—	154,555	—	△ 7,059	—	△ 7,059
115,924	197,067	57	313,048	1,520	△ 9,408	30	△ 7,858
2,625,719	1,135,117	48,171	3,809,007	93,089	△ 8,184	2,122	87,027

149,200	50,551	5,218	204,969	△ 21,458	△ 2,854	△ 425	△ 24,737
2,774,919	1,031,113	53,389	3,859,421	71,631	△ 3,979	1,697	69,349

ある。

災害復旧事業の地方負担に係る分割納付額である。

「農村整備」の区分の金額を含んでいない。

第16表 公共事業費の内訳

(単位 百万円)

区 分	平成18年度(A)			平成17年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
1 一般公共									
(1) 治水治山	416,636	405,351	821,987	443,941	463,855	907,796	△ 27,305	△ 58,504	△ 85,809
(2) 道路整備	364,117	258,341	622,458	396,199	302,959	699,158	△ 32,082	△ 44,618	△ 76,700
(3) 港湾空港鉄道等	88,168	153,823	241,991	93,576	172,967	266,543	△ 5,408	△ 19,144	△ 24,552
(4) 住宅都市環境	753,285	871,185	1,624,470	735,630	788,338	1,523,968	17,655	82,847	100,502
(5) 生活環境施設整備	172,553	245,202	417,755	188,601	280,942	469,543	△ 16,048	△ 35,740	△ 51,788
(6) 農業農村整備	352,821	273,244	626,065	374,537	314,579	689,116	△ 21,716	△ 41,335	△ 63,051
(7) 森林水産基盤整備	194,154	149,383	343,537	206,630	167,317	373,947	△ 12,476	△ 17,934	△ 30,410
(8) 調整費等	96,893	105,047	201,940	73,490	76,898	150,388	23,403	28,149	51,552
(9) 災害関連	13,243	7,892	21,135	12,158	8,782	20,940	1,085	△ 890	195
小計	2,451,870	2,469,468	4,921,338	2,524,762	2,576,637	5,101,399	△ 72,892	△ 107,169	△ 180,061
(10) 後進地域等地方団体に対する国庫負担かさ上げ額	111,760	△ 111,760	—	122,173	△ 122,173	—	△ 10,413	10,413	—
計 (a)	2,563,630	2,357,708	4,921,338	2,646,935	2,454,464	5,101,399	△ 83,305	△ 96,756	△ 180,061
2 その他公共									
(1) 文教施設	128,622	131,120	259,742	130,613	142,151	272,764	△ 1,991	△ 11,031	△ 13,022
(2) 厚生労働施設	85,125	42,578	127,703	90,302	53,043	143,345	△ 5,177	△ 10,465	△ 15,642
(3) 小笠原諸島振興開発事業	1,426	1,158	2,584	1,501	1,037	2,538	△ 75	121	46
(4) 防衛施設運営等関連施設	53,543	16,816	70,359	57,224	17,266	74,490	△ 3,681	△ 450	△ 4,131
(5) 都道府県警察施設	19,308	19,308	38,616	20,324	20,304	40,628	△ 1,016	△ 996	△ 2,012
(6) 消防施設等	3,455	4,801	8,256	3,872	5,628	9,500	△ 417	△ 827	△ 1,244
(7) 豪雪地帯対策特別事業	128	128	256	135	135	270	△ 7	△ 7	14
(8) 過疎地域集落整備事業	588	987	1,575	675	1,116	1,791	△ 87	△ 129	△ 216
(9) 防災集団移転促進事業等	1,392	728	2,120	929	591	1,520	463	137	600
(10) 離島振興特別事業	446	502	948	470	518	988	△ 24	△ 16	△ 40
(11) 農村振興対策事業	52,089	34,893	86,982	53,438	41,838	95,276	△ 1,349	△ 6,945	△ 8,294
(12) その他	60,599	38,346	98,945	61,172	33,538	94,710	△ 573	4,808	4,235
小計	406,721	291,365	698,086	420,655	317,165	737,820	△ 13,934	△ 25,800	△ 39,734
(15) 新産都市等に対する国庫負担かさ上げ額	259	△ 259	—	528	△ 528	—	△ 269	269	—
計 (b)	406,980	291,106	698,086	421,183	316,637	737,820	△ 14,203	△ 25,531	△ 39,734
合計 (a)+(b)(c)	2,970,610	2,648,814	5,619,424	3,068,118	2,771,101	5,839,219	△ 97,508	△ 122,287	△ 219,795

区 分	平成 18 年度 (A)			平成 17 年度 (B)			増 減 額(A)-(B)		
	国 庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	国 庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	国 庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計
3 災害復旧事業									
(1) 一 般 公 共	29,341	8,555	37,896	32,887	8,564	41,451	△ 3,546	△ 9	△ 3,555
(2) 文 教 施 設	784	394	1,178	800	405	1,205	△ 16	△ 11	△ 27
(3) 災 害 予 備 費 等	—	2,500	2,500	—	2,500	2,500	—	—	—
計 (d)	30,125	11,449	41,574	33,687	11,469	45,156	△ 3,562	△ 20	△ 3,582
総 計(c)+(d)	3,000,735	2,660,263	5,660,998	3,101,805	2,782,570	5,884,375	△ 101,070	△ 122,307	△ 223,377

第 17 表 失業対策事業費の内訳

(単位 百万円)

区 分	平成 18 年度 (A)			平成 17 年度 (B)			増 減 額 (A) - (B)		
	国 庫 負担額	地 方 負担額	計	国 庫 負担額	地 方 負担額	計	国 庫 負担額	地 方 負担額	計
1 特定地域開発就労事業	5,038	4,823	9,861	5,373	5,144	10,517	△ 335	△ 321	△ 656
合 計	5,038	4,823	9,861	5,373	5,144	10,517	△ 335	△ 321	△ 656

(4) 一般事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、一般事業費の総額は6兆1,737億円であり、前年度に比し、8,555億円(12.2%)減少している。

ア 普通建設事業費

道路、都市公園、厚生、教育、住宅等の住民生活に身近な生活関連施設等の整備を図るための普通建設事業費として6兆593億円を計上している。

イ 災害復旧事業費

平成17年発生災害及び現年発生災害に係る平成18年度における復旧事業費として1,144億円を計上している。

(5) 特別事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、特別の地方債等を財源として公共施設の整備充実を推進するための特別事業費の総額は3兆9,174億円であり、前年度に比し、1兆5,445億円(28.3%)減少している。

ア 過疎対策事業費

過疎対策のための過疎対策事業費として8,289億円を計上している。

イ 地域活性化事業費

地域の活性化に向けた喫緊の政策課題である循環型社会の形成、少子・高齢化対策、地域資源の活用促進、都市再生、科学技術の振興、情報通信基盤の整備を推進するため、地域活性化事業費として1,930億円を計上している。

ウ 合併特例事業費

自主的な市町村の合併をより一層強力に推進するため、合併特例事業費として10,000億円を計上している。

エ 防災対策事業費

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災対策事業費として1,700億円を計上している。

オ 旧地域総合整備事業費(継続事業分)

平成13年度で廃止した地域総合整備事業の継続事業を実施するための事業費として700億円を計上している。

カ 特別単独事業費

(ア) 臨時地方道整備事業費

生活関連道路としての地方道等の整備を促進するため、臨時地方道整備事業費として1兆925億円を計上している。

(イ) 臨時高等学校整備事業費

高等学校の老朽校舎改築等の促進を図るため、臨時高等学校整備事業費として782億円を計上している。

(ウ) 臨時河川等整備事業費

中小河川及び河川環境等の整備を促進するため、臨時河川等整備事業費として637億円を計上している。

キ 地域再生事業費

地域経済の活性化及び地域雇用の創造を実現し地域の再生を図るため、地方単独事業を積極的に展開しようとする地方公共団体が事業を円滑に実施できるよう、地域再生事業費として3,000億円を計上している。

ク 施設整備事業費(一般財源化分)

施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、施設整備事業費(一般財源化分)として1,211億円を計上している。その内訳は、下記のとおりである。

(単位 百万円)

区	分	平成18年度 国費相当額	平成18年度 所要経費
(総務省所管)			
	・消防防災施設整備費補助金	500	1,501
	・電気通信格差是正事業費補助金	509	1,320

区	分	平成18年度 国費相当額	平成18年度 所要経費
(文部科学省所管)			
	・ 公立学校施設整備費補助金	17,000	40,998
(厚生労働省所管)			
	・ 次世代育成支援対策施設整備交付金	4,477	8,953
	・ 保健衛生施設等施設整備費補助金	1,327	3,801
	・ 医療施設等施設整備費補助金	1,196	1,335
	・ 社会福祉施設等施設整備費負担金	1,033	2,066
	・ 社会福祉施設等施設整備費補助金	78	156
	・ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	38,980	57,872
(経済産業省所管)			
	・ 資源循環型地域振興施設整備費補助金	801	2,404
	・ 新事業支援施設整備費補助金	342	683
	合 計	66,243	121,089

6 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は2兆7,346億円であり、前年度に比し、1,313億円(4.6%)減少している。なお、公営企業繰出金のうち企業債の元利償還に係るものは1兆8,828億円であり、前年度に比し、1,740億円(8.5%)減少している。

(1) 収益勘定繰出金

公営企業の収益勘定に対する繰出金は1兆4,243億円であり、前年度に比し、342億円(2.3%)減少している。

事業別の内訳は、第18表のとおりである。

第18表 収益勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)	
区	分	平成18年度(A)	平成17年度(B)	増減額(A)-(B)	
1	水道事業	509	565	△	56
2	交通事業	403	417	△	14
3	病院事業	4,008	3,930		78
4	下水道事業	8,323	8,586	△	263
5	その他の事業	1,000	1,087	△	87
	合 計	14,243	14,585	△	342

(2) 資本勘定繰出金

公営企業の資本勘定に対する繰出金は1兆3,103億円であり、前年度に比し、971億円(6.9%)減少している。

事業別の内訳は、第19表のとおりである。

第 19 表 資本勘定繰出金の内訳

(単位 億円)

区	分	平成18年度(A)	平成17年度(B)	増減額(A)-(B)
1	水道事業	1,138	1,258	△ 120
2	交通事業	892	1,002	△ 110
3	病院事業	2,122	2,199	△ 77
4	下水道事業	6,000	6,321	△ 321
5	その他の事業	2,951	3,294	△ 343
	合計	13,103	14,074	△ 971

7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費

不交付団体の平均水準を超える必要経費は、前年度に比し、4,800 億円 (47.5%) の増加を見込み、1 兆 4,900 億円を計上している。

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は 23 兆 389 億円であり、前年度に比し、1,697 億円 (0.7%) 増加している。その内訳は、第 20 表のとおりであり、普通補助負担金等関係(義務教育職員給与費を含む。)で 17 兆 3,681 億円(前年度に比し 6,698 億円の増加)、公共事業費補助負担金関係のうち普通建設事業費で 5 兆 6,194 億円(前年度に比し 4,959 億円の減少)、災害復旧事業費で 416 億円(前年度に比し 36 億円の減少)及び失業対策事業費負担金関係で 99 億円(前年度に比し 7 億円の減少)である。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第 10 条から第 10 条の 3 まで及び第 34 条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第 21 表のとおりである。

第 20 表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

(単位 百万円)

区	分	平成 18 年度 (A)			平成 17 年度 (B)			増 減 額(A)-(B)		
		国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
A	普通補助負担金等関係									
1	内閣府所管	59,186	27,899	87,085	60,277	27,802	88,079	△ 1,091	97	△ 994
2	総務省所管	32,451	5,030	37,481	91,024	11,025	102,049	△ 58,573	△ 5,995	△ 64,568
3	法務省所管	6,945	—	6,945	6,918	—	6,918	27	—	27
4	外務省所管	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	財務省所管	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	文部科学省所管	150,424	53,885	204,309	147,451	53,859	201,310	2,973	26	2,999
7	厚生労働省所管	4,111,661	6,115,759	10,227,420	4,180,448	5,215,578	9,396,026	△ 68,787	900,181	831,394

(単位 百万円)

区 分	平成 18 年 度 (A)			平成 17 年 度 (B)			増 減 額(A)-(B)		
	国 庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	国 庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	国 庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計
8 農林水産省所管	73,200	15,946	89,146	128,654	35,083	163,737	△ 55,454	△ 19,137	△ 74,591
9 経済産業省所管	17,585	8,081	25,666	43,925	30,362	74,287	△ 26,340	△ 22,281	△ 48,621
10 国土交通省所管	29,244	27,803	57,047	15,616	14,133	29,749	13,628	13,670	27,298
11 環 境 省 所 管	14,507	8,364	22,871	13,776	7,633	21,409	731	731	1,462
小 計(1～11)	4,495,203	6,262,767	10,757,970	4,688,089	5,395,475	10,083,564	△ 192,886	867,292	674,406
12 義務教育職員給 与費	1,676,349	4,933,738	6,610,087	2,114,993	4,499,710	6,614,703	△ 438,644	434,028	△ 4,616
計(1～12)	6,171,552	11,196,505	17,368,057	6,803,082	9,895,185	16,698,267	△ 631,530	1,301,320	669,790
B 公共事業費補助負 担金関係									
1 普通建設事業費	2,970,610	2,648,814	5,619,424	3,228,391	2,886,909	6,115,300	△ 257,781	△ 238,095	△ 495,876
2 災 害 復 旧	30,125	11,449	41,574	33,687	11,469	45,156	△ 3,562	△ 20	△ 3,582
計(1～2)	3,000,735	2,660,263	5,660,998	3,262,078	2,898,378	6,160,456	△ 261,343	△ 238,115	△ 499,458
C 失業対策事業費負 担金関係	5,038	4,823	9,861	5,373	5,144	10,517	△ 335	△ 321	△ 656
総計(A+B+C)	9,177,325	13,861,591	23,038,916	10,070,533	12,798,707	22,869,240	△ 893,208	1,062,884	169,676

第 21 表 地方財政法第 10 条から第 10 条の 3 まで及び 第 34 条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総 括 表

(単位 百万円)

区 分	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第 10 条 関係 経 費	5,409,664	9,182,290	14,591,954
地方財政法第 10 条の 2 関係 経 費	1,596,859	1,436,022	3,032,881
地方財政法第 10 条の 3 関係 経 費	30,270	9,212	39,482
地方財政法第 34 条 関係 経 費	1	—	1
総 計	7,036,794	10,627,524	17,664,318

2 内 訳 表

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
10 1	義務教育職員の給与に要する経費 (退職手当、退職年金及び退職一 時金並びに旅費を除く。)	1,676,349	3,352,698	5,029,047
3	義務教育諸学校の建物の建築に要 する経費	50,895	51,379	102,274
4	生活 保 護 に 要 す る 経 費	2,043,877	681,292	2,725,169
5	結核及び感染症の予防に要する経 費	7,828	3,796	11,624

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
10 6	臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	1,045	1,045	2,090
7	精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	77,134	72,107	149,241
8	麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	1	—	1
9	身体障害者の更生援護に要する経費	306,414	306,414	612,828
10	婦人相談所に要する経費	805	805	1,610
11	知的障害者の援護に要する経費	127,797	127,797	255,594
12	老人保健事業に要する経費	23,953	1,483,085	1,507,038
13	介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	52,002	1,815,069	1,867,071
14	妊産婦及び乳幼児の健康診査、児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨関節結核その他の結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設(地方公共団体の設置する保育所を除く。)並びに里親に要する経費	445,224	445,224	890,448
15	児童手当に要する経費	337,083	452,057	789,140
16	国民健康保険の事務のうち介護納付金の納付に関する事務の執行並びに国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給並びに老人保健医療費拠出金及び介護納付金の納付に要する経費	43,003	43,807	86,810
17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	1,302	328	1,630
18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	34,699	11,566	46,265
19	児童扶養手当に要する経費	154,161	308,322	462,483
20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	3,036	3,036	6,072
21	家畜伝染病予防に要する経費	2,693	2,280	4,973
22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	476	476	952
23	森林病虫害等の防除に要する経費	751	694	1,445
24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	13,574	13,574	27,148

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
25	盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に要する経費	4,139	4,139	8,278
10 26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	1,300	1,300	2,600
27	消防庁長官の指示を受けた緊急消防援助隊の出動に要する経費	26	—	26
28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	97	—	97
	計	5,409,664	9,182,290	14,591,954
10の2 1～3,5	普通建設事業に要する経費	1,559,300	1,400,118	2,959,418
4	公営住宅の建設に要する経費	37,559	35,904	73,463
	計	1,596,859	1,436,022	3,032,881
10の3 1	災害救助事業に要する経費	200	200	400
2	災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費	140	140	280
3～9	災害復旧事業に要する経費	29,930	8,872	38,802
	計	30,270	9,212	39,482
34	引揚者の援護に要する経費	1	—	1
	計	1	—	1

※表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。